

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（たたき台）

目次

はじめに

第1章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関する基本的な方針

第1節 基本的な考え方

第2節 中間貯蔵・環境安全事業株式会社における高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の計画的処理完了期限等

第3節 特別措置法に基づく処分の期間

1 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の処分期間等

2 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分の期間

第4節 保管事業者、所有事業者、製造者、国及び地方公共団体の役割

1 保管事業者及び所有事業者の役割

2 製造者の役割

3 国の役割

4 地方公共団体の役割

第2章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み

第1節 現状

第2節 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み

1 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

2 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

第3章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進するために必要な措置に関する事項

第1節 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

1 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の掘り起こし調査が完了すること

(1) 国と都道府県市との連携による効率的かつ実効性のある掘り起こし調査の実施

(2) アンケート調査の回収率向上のための方策

(3) 高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に対する掘り起こし調査の強化

2 高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品が全て廃棄されること

(1) 特別措置法と電気事業法の届出制度の更なる活用

(2) 使用中の高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄に向けた取組

(3) 輸送機器に組み込まれた高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃止に向けた取組

(4) 関係機関の連携の一層の強化

3 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物全てについて、特別措置法に基づく届出がなされること

(1) 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の実効性のある判別手法・システムの検討

(2) 届出データと処理実績データの共通化・一体化

4 届出がなされた全ての高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物について、中間貯蔵・環境安全事業株式会社への処分委託が行われること、その後速やかに同廃棄物が同社に搬入され、適正に処理されること

- (1) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社への処分委託を促進するための方策
- (2) 処理施設の健全性を確保するための方策
- (3) ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による円滑な処理の推進

第2節 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

- 1 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品のうち
ポリ塩化ビフェニル汚染の有無の確認が必要なもの全てについて、確認作業を終了
すること
- 2 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の掘り
起こし調査が完了すること
- 3 低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品が全て廃棄され、又はポリ塩化ビフェニルが
除去されること
- 4 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物全てについて、特別措置法に基づく届出がなさ
れること
- 5 届出がなされた全ての低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物について、自らによって
処分され、又は処理業者への処分委託が行われること、その後速やかに同廃棄物が
処理業者に搬入され、適正に処理されること

第4章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設の整備その他ポリ塩化ビフェニル廃棄物 の確実かつ適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項

第1節 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設の整備

第2節 中間貯蔵・環境安全事業株式会社による高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理 の実施のための体制

- (1) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の取組
- (2) 都道府県市の取組
- (3) 国の取組
- (4) 処分を中間貯蔵・環境安全事業株式会社に委託する保管事業者等の取組

第3節 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集運搬の体制

- 1 収集運搬の安全性の確保
- 2 収集運搬に係るガイドラインの策定
- 3 計画的な収集運搬の体制の整備

第4節 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の推進

- 1 処理体制の整備
- 2 測定方法の確立
- 3 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に関する情報提供等

第5章 政府が保管事業者としてそのポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理 のために実行すべき措置に関する事項

第6章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関し必要な事項

第1節 本計画の進捗管理と見直し等

第2節 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に係る情報の収集、整理及び公開

- 1 全国のポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管等状況の情報の収集、整理及び公開
- 2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の推進に必要な情報の公開
- 3 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の推進に必要な知識の普及等

第3節 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に関する調査研究及び技術開発の推進

第4節 その他必要な事項

- 1 ポリ塩化ビフェニルの使用された部品を含む家電製品の処理

2 優良なポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設への支援

はじめに

ポリ塩化ビフェニルは、化学的に安定している、熱により分解しにくい、絶縁性が良い、沸点が高い、不燃性であるなどの性質を有する物質であり、熱媒体、トランス及びコンデンサー用の絶縁油、感圧複写紙等幅広い分野で使用されてきた。我が国では、これまで、約 59,000 トンのポリ塩化ビフェニルが生産され、このうち約 54,000 トンが国内で使用された。

昭和 41 年以降、世界各地の魚類や鳥類の体内からポリ塩化ビフェニルが検出されるなど、ポリ塩化ビフェニルによる汚染が地球全体にまで及んでいることが明らかになってきた。また、我が国では、昭和 43 年に食用油の製造過程において熱媒体として使用されたポリ塩化ビフェニルが混入し、健康被害を発生させたカネミ油症事件が起きた。その後、様々な生物や母乳等からも検出され、ポリ塩化ビフェニルによる汚染が問題となった。

このような状況を踏まえ、昭和 47 年からは、ポリ塩化ビフェニルの新たな製造はなくなり、さらに、昭和 48 年 10 月に制定された化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号）に基づき、昭和 49 年 6 月からは、その製造、輸入等が事実上禁止となつた。

その後、我が国においては、高圧トランス及び高圧コンデンサーを始めとしたポリ塩化ビフェニル廃棄物について、その処理体制の整備が著しく停滞していたため、長期にわたり処分がなされず、事業者において保管が行われてきたが、処分のめどが立たないまま長期にわたる保管が継続する中で、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の紛失等が発生し、環境汚染の進行が懸念される状況となつた。

ポリ塩化ビフェニルは、人の健康及び生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質であり、その難分解性、高蓄積性、大気や移動性の生物種を介して長距離を移動するという性質から、将来の世代にわたり、地球規模の環境汚染をもたらすものである。国際的には、ポリ塩化ビフェニル等の残留性有機汚染物質による環境汚染を防止するため、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（以下「ストックホルム条約」という。）が平成 13 年 5 月に採択された。我が国は、平成 14 年 7 月の同条約締結の国会承認を経て、翌 8 月に加入した。この条約では、ポリ塩化ビフェニルに関し、平成 37 年までの使用の全廃、平成 40 年までの適正な処分などが定められている。

このような状況において、ポリ塩化ビフェニルによる環境汚染を防止し、将来にわたって国民の健康を保護し、生活環境の保全を図るため、平成 13 年 7 月にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号。以下「特別措置法」という。）が制定された。その後、国は中間貯蔵・環境安全事業株式会社（当時は日本環境安全事業株式会社）を活用して高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設の整備に着手し、地元地方公共団体等の協力や地域住民の理解を得て、平成 16 年の北九州事業を始め、豊田事業（平成 17 年）、東京事業（平成 17 年）、大阪事業（平成 18 年）、北海道事業（平成 20 年）による処理が始まった。また、蛍光灯安定器等の処理も平成 21 年に北九州事業、平成 25 年に北海道事業において開始された。しかしながら、世界でも類を見ない大規模な化学処理方式による高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理は、作業者に係る安全対策等、処理開始後に明らかとなった課題への対応等により、当初予定していた平成 28 年 3 月までの当該処理に係る事業の完了が困難な状況となつた。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業者（以下「保管事業者」という。）は、毎年度保管や処分の状況についての届出を行うことのほか、政令で定める期間内の処分が義務づけられている。この期間は、特別措置法の施行時には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令（平成 13 年政令第 215 号。以下「施行令」という。）において特別措置法の施行の日から起算して 15 年（平成 28 年 7 月まで）と規定されていた。しかしながら、特別措置法の施行後に微量のポリ塩化ビフェニルに汚染され

た電気機器が大量に存在することが判明したことや、中間貯蔵・環境安全事業株式会社における処理が想定よりも遅れていることなどを踏まえ、平成 24 年 12 月に施行令が改正され、その期間は平成 39 年 3 月末日までとされた。平成 26 年 6 月には本基本計画が変更され、中間貯蔵・環境安全事業株式会社において高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を行う 5 つの事業所毎に計画的処理完了期限と事業終了準備期間が定められ、計画的処理完了期限は最も早いもので平成 30 年度末、最も遅いものでも平成 35 年度末とされた。

この計画的処理完了期限と事業終了準備期間は、地元地方公共団体との約束を踏まえて設定されたものであり、その達成に向けてあらゆる努力を払うことが必要である。しかしながら、これまでの取組の進捗状況に鑑みれば、期限内の処理完了は決して容易ではないことから、期限内に一日でも早く確実に処理を完了するため、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分等の義務付け、都道府県知事の報告徴収及び立入検査の権限の強化、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分の代執行等の規定を盛り込んだ特別措置法の一部を改正する法律が、平成 28 年 5 月 2 日に公布された。

一方、特別措置法施行後の平成 14 年、ポリ塩化ビフェニルを使用していないとされるトランスやコンデンサーから微量のポリ塩化ビフェニルが検出されるものがあることが判明したことを受け、環境省において焼却実証試験を行い、当該試験結果を踏まえ、平成 21 年に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）において無害化処理認定制度の対象に低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物をいう。以下同じ。）が追加された。その後、当該制度を活用して低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理体制を確保する取組が始まり、平成 22 年から処理が始まった。

このほか、微量のポリ塩化ビフェニルに汚染された柱上トランスについては、平成 13 年から電力会社が自社処理に取り組んでいる。

我が国において、ポリ塩化ビフェニル廃棄物は、過去約 30 年間処分がなされず保管を余儀なくされたが、これまでの取組により、特別措置法の制定以降、大きく処理が進んだといえる。しかし、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理完了に向けては、まだ道半ばであり、今後、処理期限の達成に向けて、保管事業者、ポリ塩化ビフェニル使用製品（ポリ塩化ビフェニル原液、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された製品）を所有する事業者（以下「所有事業者」という。）、ポリ塩化ビフェニル使用製品を製造した者（以下「製造者」という。）、国、都道府県、市町村、中間貯蔵・環境安全事業株式会社等の関係者があらゆる努力を払い、関係者が一丸となってこの問題を解決するという確固たる意思を持って、それぞれの責務を果たさなければならない。

この基本計画は、このような認識の下、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進するため、必要な事項を定めるものである。

第1章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に関する基本的な方針

第1節 基本的な考え方

産業廃棄物であるポリ塩化ビフェニル廃棄物については、その保管事業者の責任において確実かつ適正に処理しなければならず、その処理に当たっては、当該事業者が自ら処分するか、又は処分を処分業者に委託しなければならない。しかし、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分には高度な技術力と高額な設備投資を必要とするため、一部の民間事業者を除いては自ら処分することは実質的に困難な状況にある。また、事業として他人の需要に応じてポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を行う処理施設の設置は、主要な処理対象物の量が今後増える見込みがない一方、高い技術と多額の資本を必要とするほか、特に高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については、地域住民の理解が得られにくいこと等から実現が困難な状況にある。この結果、長期間にわたり、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理が滞る事態となつた。また、ポリ塩化ビフェニル廃棄物に関して平成40年までの適正な処分等を盛り込んだストックホルム条約について、我が国も加入しているところであり、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を速やかに進めることができ、国際的にも必要となっている。

このような状況を踏まえ、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については、国及び地方公共団体の相互の密接な連携の下、国が、中間貯蔵・環境安全事業株式会社を活用して、その拠点的な広域処理施設（以下「拠点的広域処理施設」という。）の整備を図ってきたところであり、今後も引き続きこれらの拠点的広域処理施設を活用して、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を推進していくこととする。

低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については、民間事業者による廃棄物処理法に基づく無害化処理認定制度等を活用した処理施設立地の取組が進んできているところであり、こうした民間事業者による処理体制の充実・多様化を図ることとする。

第2節 中間貯蔵・環境安全事業株式会社における高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の計画的処理完了期限等

日本全体のポリ塩化ビフェニル廃棄物を一日でも早期に処理するため、国、都道府県市、中間貯蔵・環境安全事業株式会社等の関係機関は、緊密な協力の下に、これまでに整備された中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設の能力を最大限活用する処理体制を構築し、今後も安全操業を第一としつつ、計画的かつ早期に処理が行われるよう取り組んでいくこととする。具体的には、次の表に掲げるとおり、高濃度のポリ塩化ビフェニルを使用した高圧トランス及びこれと同程度の大型の電気機器が廃棄物となったもの、高濃度のポリ塩化ビフェニルを使用した高圧コンデンサー及びこれと同程度の大型の電気機器が廃棄物となったもの並びに廃ポリ塩化ビフェニル等（以下「高圧トランス・コンデンサー等」という。）のうち、各P C B処理事業所において円滑に処理を行うことが困難な処理対象物については、他のP C B処理事業所の処理能力を活用することで一日も早い円滑な処理を可能とするため、一部の処理対象物については、従来の事業対象地域を越えて各P C B処理事業所の処理能力を相互に活用して処理を行い、処理の促進を図ることとする。

また、高濃度のポリ塩化ビフェニルを使用した低圧トランス及び低圧コンデンサーのうち小型のもの、安定器その他これらと同程度の小型の電気機器が廃棄物となったもの、感圧複写紙、ウエス、汚泥等のポリ塩化ビフェニル汚染物（以下「安定器等・汚染物」という。）については、北九州P C B処理事業所及び北海道P C B処理事業所の2カ所のプラズマ溶融処理設備を活用し、全国の安定器等・汚染物（大阪P C B処理事業所、豊田P C B処理事業所及び東京P C B処理事業所において処理可能なものを除く。）の処理を行うこととする。

こうした取組により、全国に保管されている高圧トランス・コンデンサー等及び安定器等・汚染物の処理を計画的に進めることができた処理体制が整備されることとなる。この体制において、保管事業者が中間貯蔵・環境安全事業株式会社に対し処分委託を行う期限として、計画的処理完了期限を設ける。

また、現時点では把握されていない高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理や、処理が容易ではない機器の存在、事業終了のための準備を行うための期間等を勘案し、計画的処理完了期限の後に、事業終了準備期間を設ける。

事業名 (実施場所)	処理対象	事業対象地域	事業対象地域以外に保管されている処理対象物	施設能力	事業の時期	
					計画的処理完了期限	事業終了準備期間
北九州 (福岡県北九州市若松区響町1丁目)	高圧トランス・コンデンサー等	A地域	C地域の車載トランスの一部、D地域のコンデンサーの一部	1.5トン/日(ポリ塩化ビフェニル分解量)	平成31年3月31日	平成31年4月1日から平成34年3月31日まで
	安定器等・汚染物	A地域、B地域及びC地域(大阪PCB処理事業所及び豊田PCB処理事業所における処理対象物を除く。)		10.4トン/日(安定器等・汚染物量)	平成34年3月31日	平成34年4月1日から平成36年3月31日まで
大阪 (大阪府大阪市此花区北港白津2丁目)	高圧トランス・コンデンサー等	B地域	C地域の車載トランスの一部及び特殊コンデンサーの一部、E地域の特殊コンデンサーの一部	2.0トン/日(ポリ塩化ビフェニル分解量)	平成34年3月31日	平成34年4月1日から平成37年3月31日まで
	安定器等・汚染物	B地域(小型電気機器の一部に限る。)			平成34年3月31日	平成34年4月1日から平成37年3月31日まで
豊田 (愛知県豊田市細谷町3丁目)	高圧トランス・コンデンサー等	C地域	B地域のポリプロピレン等を使用したコンデンサーの一部	1.6トン/日(ポリ塩化ビフェニル分解量)	平成35年3月31日	平成35年4月1日から平成38年3月31日まで
	安定器等・汚染物	C地域(小型電気機器の一部に限る。)			平成35年3月31日	平成35年4月1日から平成38年3月31日まで
東京 (東京都江東区青海3丁目地先)	高圧トランス・コンデンサー等	D地域	C地域の車載トランスの一部、E地域の大型トランスの一部	2.0トン/日(ポリ塩化ビフェニル分解量)	平成35年3月31日	平成35年4月1日から平成38年3月31日まで
	安定器等・汚染物	D地域(小型電気機器の一部に限る。)	北九州PCB処理事業所及び大阪PCB処理事業所から発生する廃粉末活性炭		平成35年3月31日	平成35年4月1日から平成38年3月31日まで
北海道 (北海道室蘭市仲町)	高圧トランス・コンデンサー等	E地域		1.8トン/日(ポリ塩化ビフェニル分解	平成35年3月31日	平成35年4月1日から平成38年3月31日まで

)	安定器等 ・汚染物	D 地域及び E 地域(東京 P C B 处理 事業所にお ける処理対 象物を除く。)		量) 12.2トン ／日(安定 器等・汚染 物量)	平成36年3月31 日	平成36年4月1 日から平成38年 3月31日まで
---	--------------	--	--	---------------------------------------	----------------	---------------------------------

(注) 事業対象地域については、以下のとおり。

A 地域：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

B 地域：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

C 地域：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

D 地域：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

E 地域：北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県

第3節 特別措置法に基づく処分の期間

1 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の処分期間等

特別措置法第10条第1項の規定に基づき、保管事業者は高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類ごと及び保管の場所が存する区域ごとに高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の体制の整備の状況その他の事情を勘案して政令で定める期間（以下「処分期間」という。）内に、その高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託しなければならず、また、特別措置法第18条第1項の規定に基づき、所有事業者（電気事業法（昭和39年法律第170号）の電気工作物に該当する高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有事業者を除く。）はその高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を処分期間内に廃棄しなければならない。この処分期間の末日は、第2節に掲げる計画的処理完了期限を確実に達成するため、それぞれの計画的処理完了期限の1年前の日とする。ただし、処分期間の末日から起算して1年を経過した日（以下「特例処分期限日」という。）までに確実に処分委託する等の一定の要件に該当する保管事業者及び所有事業者にあっては、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄を、処分期間に代えて特例処分期限日までに行わなければならないこととされている。

また、電気事業法の電気工作物に該当する高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については、同法及び関係省令の規定に基づき、特別措置法と同様の措置を講じる。

2 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分の期間

特別措置法第14条第1項の規定に基づき、保管事業者は、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を、施行令で定める期間内（平成39年3月31日まで）に、自ら処分し、又は他人に委託しなければならない。

第4節 保管事業者、所有事業者、製造者、国及び地方公共団体の役割

1 保管事業者及び所有事業者の役割

保管事業者は、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自らの責任において確実かつ適正に処理しなければならない。所有事業者は、確実に、そのポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄し、又はそのポリ塩化ビフェニル使用製品からポリ塩化ビフェニルを除去するよう努めなければならない。また、保管事業者及び所有事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に関し、国及び地方公共団体が実施する

施策に協力しなければならない。保管事業者及び所有事業者と関係のある事業者団体等においては、保管及び処分の状況等の都道府県又は特別措置法第26条第1項の政令で定める市（以下「都道府県市」という。）への確実な届出並びに適正な保管及び計画的な処分又は廃棄が行われるよう、関係行政機関が行う保管事業者及び所有事業者への指導及び助言（以下「指導等」という。）並びに普及啓発に協力することが期待される。

また、保管事業者は、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物が処理されるまでの間、都道府県市の指導等に従い、ポリ塩化ビフェニルの漏えい等による人の健康及び生活環境に係る被害が生じないようにその保管状況を点検し、必要に応じて改善のための措置を講ずるとともに、紛失したり、ポリ塩化ビフェニル廃棄物ではないものとして処分したりすることのないよう適正に保管しなければならない。また、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の保管事業者及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有事業者は、特別措置法に基づき、計画的かつ適正に処分又は廃棄を行わなければならない。なお、保管事業者は、処分に当たっては、都道府県市の指導等に従い、漏えいのおそれその他の保管の状態に応じて安全な収集運搬が確保されるよう必要な措置を講じなければならない。

とりわけ、多量の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業者及び多量の高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（電気事業法の電気工作物に該当するものを除く。）を所有する事業者にあっては、特別措置法に基づき、都道府県及び特別措置法第7条第1項の政令で定める市（以下「都道府県等」という。）が定めるポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（以下「処理計画」という。）に即し、及び都道府県市の指導等に従い、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な保管、安全な収集運搬及び計画的な処分並びに高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の確実な廃棄に関する事項を定めた計画を策定することが求められる。

なお、電気事業法の電気工作物に該当する高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有事業者は、電気事業法に基づき、廃止見込みについて確実に届け出ることが求められる。

2 製造者の役割

製造者は、保管事業者及び所有事業者に対し、これらの事業者が、ポリ塩化ビフェニル廃棄物及びポリ塩化ビフェニル使用製品であることを確知できるようにポリ塩化ビフェニル使用製品の特定の方法その他のポリ塩化ビフェニルの使用の有無を判断するために必要となる情報を提供することに努めなければならない。また、ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る特別管理産業廃棄物収集運搬業者（以下「収集運搬業者」という。）及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社等のポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を行う者に対し、これらの者が処理を支障なく行えるようにポリ塩化ビフェニルの組成、ポリ塩化ビフェニル使用製品の材質、添加剤に関する情報その他の円滑な処理に必要となる情報を提供することに努めなければならない。なお、国、都道府県市及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社は、様々な媒体を用いることにより、これらの情報を広く提供する等、製造者の取組に協力するものとする。

また、製造者は、特別措置法に基づく環境大臣の協力の要請を踏まえ、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金への資金の出えんについて協力することが求められるほか、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の必要性に関する国民、保管事業者及び所有事業者への普及啓発等、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の円滑な推進に協力しなければならない。

3 国の役割

国は、我が国も締結している残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に基づきポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を確実に推進する必要があること、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の期限内処理は地元地方公共団体に対する国としての約束であることに鑑み、関係省庁が一丸となってポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を進める必要がある。

国は、拠点的広域処理施設の整備を推進するほか、都道府県市と協力して広域的な収集運搬体制の確保を図るとともに、都道府県と協調してポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の造成を行うことにより、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するための体制を整備することに努めるものとする。特に、拠点的広域処理施設における処理の実施に当たっては、国は、安全かつ効率的な収集運搬及び処分が計画的に実施できるように、都道府県市間の調整、都道府県市と中間貯蔵・環境安全事業株式会社の間の調整及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社の指導監督を行うものとする。

また、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（電気事業法の電気工作物に該当するものを除く。）の所有の状況に関する都道府県市による調査等が円滑に進むよう必要な支援を行うとともに、都道府県市による措置のみでは期限内の処理完了が困難な場合等、特に必要があると認められる場合には、特別措置法に基づく立入検査等の措置を講じるものとする。

さらに国は、都道府県市と連携し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理が一日でも早く完了するよう、保管事業者及び所有事業者に対する計画的な処理の必要性を周知するものとする。

また、電気事業法の電気工作物に該当する高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については、電気事業法の枠組を最大限に活用し、事業者に対する措置を徹底するものとする。

低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については、廃棄物処理法による無害化処理の認定を円滑に行うことを通じて、処理体制の確保に努めることとする。また、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の量が膨大であること及びポリ塩化ビフェニルの濃度が一般に相当程度低いことを踏まえ、その処理が更に合理的に進むよう、技術的な検討を行うことが必要である。また、低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。以下同じ。）の実態把握に努め、低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄又はポリ塩化ビフェニルの除去を進めるための方策について検討を行う。

さらに、国は、全国のポリ塩化ビフェニル廃棄物及びポリ塩化ビフェニル使用製品の所有、保管、処分等の状況及び拠点的広域処理施設における処理の進捗状況に関する情報の整理及び提供、より効率的な処理技術の開発その他の必要な措置を講ずることとする。

4 地方公共団体の役割

都道府県市は、これまでにポリ塩化ビフェニル廃棄物の紛失等が発生している状況に鑑み、当該都道府県市の区域内に存在するポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況並びに高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（電気事業法の電気工作物に該当するものを除く。以下本項において同じ。）の所有の状況を実地に把握するとともに、必要な調査を行った上で、未届けのポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品がないよう保管事業者及び所有事業者に届出を徹底させること並びにポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な保管のための措置、処分に当たっての安全な収集運搬の確保のための措置及び計画的処理完了期限内の計画的な処分のための取組並びに高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の確実な廃棄のための

取組を講ずるよう必要な指導等を行うことが必要である。特に、拠点的広域処理施設における処理の実施に当たっては、都道府県市は相互に連携して、確実かつ適正な収集運搬を行うことができる収集運搬業者による広域的な収集運搬の体制の確保を行うとともに、安全かつ効率的な収集運搬及び処分が計画的に実施できるよう他の都道府県市との調整及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社との調整を行うことが必要である。また、都道府県等は、これらの保管事業者及び所有事業者に対する指導の方針、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の拠点的広域処理施設への計画的な搬入の方針及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の確実な廃棄の方針について、処理計画に定めるとともに、都道府県市は当該方針に基づき保管事業者及び収集運搬業者に対する指導等を行うことに努めるものとする。

さらに、都道府県は、国と協調して、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の造成を行うことが必要である。

このほか、都道府県市は、国とともに、保管事業者及び所有事業者に対し、特別措置法に基づく届出及び期間内の処分又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄に係る義務並びに廃棄物処理法に基づく適正な保管その他の義務に関し、周知徹底を図ることに努めるものとする。また、都道府県及び市町村は、国とともに、国民に対し、国及び地方公共団体が実施する施策への協力が得られるよう、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の必要性その他の情報の提供を行うなど、その理解を深めるよう努めなければならない。

第2章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み

第1節 現状

特別措置法第8条の規定に基づき、保管事業者により届出された平成27年3月31日現在のポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類別の保管量は、次のとおりである。【保管量は精査中】

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類	保管量	低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類	保管量
高压トランス	3,984台	高压トランス	17,629台
高压コンデンサー	93,387台	高压コンデンサー	30,270台
低压トランス	23,913台	低压トランス	6,772台
低压コンデンサー	1,132,699台	低压コンデンサー	527,000台
柱上トランス	47,664台	柱上トランス	755,198台
安定器	4,883,570個	安定器	—
ポリ塩化ビフェニル	11.8トン	廃ポリ塩化ビフェニル	17トン
ポリ塩化ビフェニルを含む廃油	600トン	ポリ塩化ビフェニルを含む廃油	13,182トン
感圧複写紙	507トン	感圧複写紙	85トン
ウエス	35トン	ウエス	876トン
汚泥	252トン	汚泥	3,011トン
その他の機器等	263,386台	その他の機器等	396,597台

また、所有事業者（保管事業者に該当する者に限る。）により届出された平成27年3月31日現在のポリ塩化ビフェニル使用製品の種類別の所有量は、次のとおりである。

なお、電気事業法の電気工作物に該当するポリ塩化ビフェニル使用製品については、後掲の電気事業法の届出データと重複があることに留意が必要である。【所有量は精査中】

高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の種類	所有量	低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の種類	所有量
高压トランス	250台	高压トランス	6,720台
高压コンデンサー	4,732台	高压コンデンサー	2,622台
低压トランス	58台	低压トランス	897台
低压コンデンサー	1,699台	低压コンデンサー	17,671台
柱上トランス	285,635台	柱上トランス	513台
安定器	115,152個	安定器	—
ポリ塩化ビフェニル	0.2kg	ポリ塩化ビフェニル	3kg
ポリ塩化ビフェニルを含む油	0.001kg	ポリ塩化ビフェニルを含む油	55,059kg
その他の機器等	1,325台	その他の機器等	43,256台

さらに、電気事業法に基づき電気工作物の設置者により届出された平成28年3月31日現在のポリ塩化ビフェニル使用製品の種類別の所有量は、次のとおりである。ただし、電気事業者の柱上変圧器については、平成27年3月31日現在のものである。

【所有量は精査中】

高濃度ポリ塩化ビフェニル 使用製品の種類	所有量	低濃度ポリ塩化ビフェニル 使用製品の種類	所有量
変圧器（電気事業者の柱上変圧器を除く）	419	変圧器（電気事業者の柱上変圧器を除く）	集計中 (以下同じ)
電力用コンデンサー	18,518	電力用コンデンサー	
計器用変成器	28	計器用変成器	
リアクトル	26	リアクトル	
放電コイル	0	放電コイル	
電圧調整器	0	電圧調整器	
整流器	0	整流器	
開閉器	0	開閉器	
遮断器	7	遮断器	
中性点抵抗器	0	中性点抵抗器	
避雷器	0	避雷器	
O Fケーブル	0	O Fケーブル	
		電気事業者の柱上変圧器	177,680

特別措置法及び電気事業法に基づく届出の内容については、速やかに整理・統合し、その結果に基づき、ポリ塩化ビフェニル廃棄物及びポリ塩化ビフェニル使用製品の最新の保管・所有状況を毎年度公表するものとする。

第2節 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み

1 高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品及び高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物

ポリ塩化ビフェニルを使用した高濃度の高圧トランス及びこれと同程度の大型の電気機器が廃棄物となったもの（以下「高圧トランス等」という。）、高濃度のポリ塩化ビフェニルを使用した高圧コンデンサー及びこれと同程度の大型の電気機器が廃棄物となったもの（以下「高圧コンデンサー等」という。）及び安定器等・汚染物の平成26年度末日までの発生量、処分量、保管量及び所有量並びに平成27年度以降の発生量、処分量、保管量及び所有量については、次の表に掲げるとおりと見込まれる。

年度	発生量	処分量	保管量	所有量
平成26年度 まで	—	高圧トランス等 台 高圧コンデンサー 等 台	高圧トランス等 台 高圧コンデンサー 等 台	高圧トランス類 台 高圧コンデンサー 類 台

		<u>安定器等・汚染物</u>	<u>安定器等・汚染物</u>	<u>安定器</u>
		<u>トン</u>	<u>トン</u>	<u>トン</u>
平成27年度 以降	高圧トランス等 台 高圧コンデンサー 等 台 <u>安定器等・汚染物</u> <u>トン</u>	高圧トランス等 台 高圧コンデンサー 等 台 <u>安定器等・汚染物</u> <u>トン</u>	—	—

本表に示すもののほか、廃ポリ塩化ビフェニル及びポリ塩化ビフェニルを含む廃油（以下「廃ポリ塩化ビフェニル等」という。）が保管されており、順次処理が行われる見込みである。また、特別措置法及び電気事業法の届出義務があるにもかかわらず未届けのポリ塩化ビフェニル廃棄物及びポリ塩化ビフェニル使用製品が存在する。

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設は、我が国における過去約40年間の取組の結果、中間貯蔵・環境安全事業株式会社を活用した拠点的広域処理施設のみであることから、未届けの高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の保管事業者及び所有事業者に対し、第1章第2節に記載する計画的処理完了期限までに確実に処理委託がなされるよう、関係機関が連携して取り組まなければならない。

また、未届けのポリ塩化ビフェニル廃棄物については、その保管状態によっては環境汚染が懸念されること、また、ストックホルム条約における使用中の機器による人の健康や環境への影響の防止に関する規定を踏まえ、早期に適正に保管・処分することが重要である。

今後の処理の進捗により、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込みは常に変動することから、毎年度見直しを行い、第1章第2節の表に掲げられた事業対象地域ごとに区分して、その結果を公表するものとする。

併せて、中間貯蔵・環境安全事業株式会社は、各拠点的広域処理施設における処理期限までの高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の見通しについて毎年度公表するものとする。

2 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品について、使用中のものも含めた量は、柱上トランス以外の電気機器が約120万台、柱上トランスが約146万台、OFケーブルが約1,400キロメートル存在すると推計されている。ただし、特別措置法に基づく届出における、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の区分が必ずしも正確ではないこと、電気事業法に基づく届出には高濃度・低濃度の区分がなかったこと、ポリ塩化ビフェニル汚染の有無を実際に分析しなければ低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品であることを確認できないものも多く、今後、正確な全体像を把握するための方策について検討するものとする。

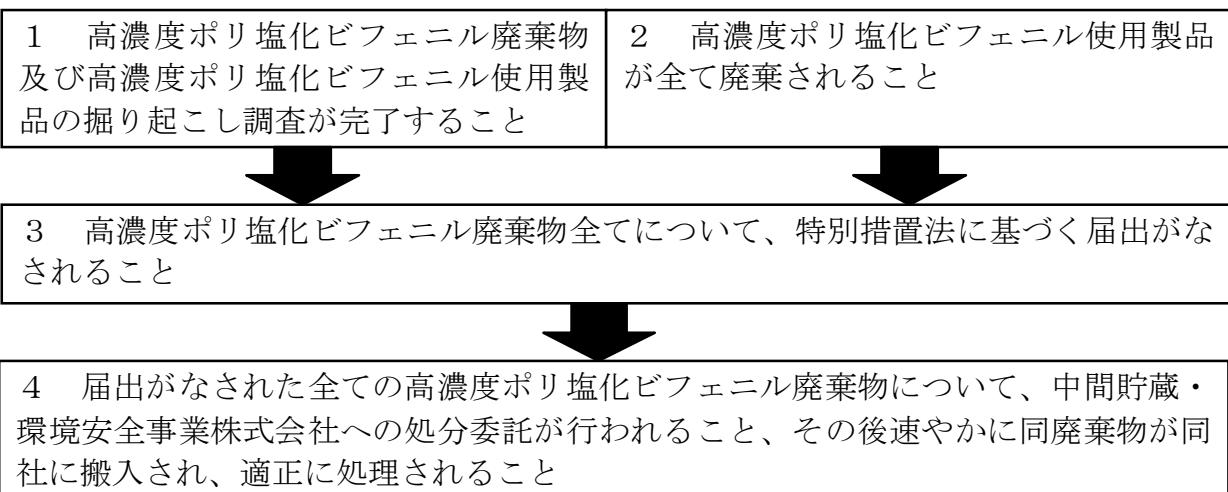
第3章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進するために必要な措置に関する事項

第1節 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

本計画を達成するには、計画的処理完了期限内に次の図の各項目を全て満たすことが必要である。特に、最も早期の計画的処理完了期限が平成30年度末日であることを踏まえ、各項目について進捗管理を行い、迅速に対応を進めなければならない。

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の現在の処理の進捗状況を踏まえれば、相当アクセサリを踏まなければ処理期限内に処理を終えることは困難であり、危機意識を持って現時点で可能な手立てをすべて尽くすことが必要である。高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理は、期限が限られていることを踏まえれば、国レベルだけでなく、現場レベルにおいても国、地方公共団体、関係事業者間の連携を強化し、政府広報や自治体の広報誌、関係事業者の顧客サービス網等の活用により、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の必要性に関する国民、保管事業者及び所有事業者への普及啓発等を大々的に行うこととする。

特に高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については、昭和47年以降その製造は行われなくなったにもかかわらず、約40年経過した現在においても、使用を継続されているものがあり、設備の経年劣化も懸念され、今もなお、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品からポリ塩化ビフェニルが漏えいする事案が現に発生している。高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分期間内の早期処理を達成するためにも、使用中の段階から必要な措置を講じなければならない。このため、特別措置法及び電気事業法の二つの法制度を基本に、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄物として速やかに排出・処分させるための橋渡しを速やかに進める。



1 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の掘り起こし調査が完了すること

- (1) 国及び都道府県市の連携による効率的かつ実効性のある掘り起こし調査の実施

掘り起こし調査の対象は概念上管内全ての事業者と考えられ、その事業者数は膨大である。このため、環境省が策定した掘り起こし調査実施マニュアルにおいては、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の保有の蓋然性が高い自家用電気工作物設置者に調査対象を限定しているが、それであっても全国で約86万事業場が対象である。

このため、調査対象事業者の選定に当たっての基礎とすべき自家用電気工作物

の設置者の情報について、特別措置法の届出情報、中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録情報、電気事業法の届出情報等を国において整理・突合し、要調査対象事業者の絞り込みや連絡先住所のアップデートを行う等により、都道府県市にデータを提供し、掘り起こし調査の効率化を図る。

また、国、都道府県市、電気保安関係者等の関係者間の連携を一層強化するため、全国版及び地方版の「PCB廃棄物早期処理関係者連絡会」をできる限り開催頻度を上げて継続的に開催する。この際、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の性状を把握している製造者に当該連絡会の参加を求める。製造者においては、ホームページによる情報発信や相談窓口の設置等の従来の対応に加え、自社の高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の設置者に対して、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品のリストや早期処理の必要性について積極的に周知するよう努めることが求められる。

さらに、「PCB廃棄物早期処理関係者連絡会」の場を活用して、ポリ塩化ビフェニル廃棄物対策の必要性に関する事業者及び国民に対する普及啓発について、関係者間の連携を強化するとともに、各関係者による取組の実施状況をフォローアップする。

また、各都道府県市における掘り起こし調査は、今後本格化する見込みである一方、これまでの実施事例を踏まえれば、掘り起こし調査の完了までに複数年度を要することも考えられる。このため、各都道府県市においては、処理完了期限に間に合うよう、具体的な目標期日を定め、処分期間内に1日でも早く掘り起こし調査を終えることが求められ、国としてもこれを後押しする。

なお、掘り起こし調査により新たに把握された高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については、これまでの高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理実績等も考慮し、総体として調査漏れがないかを検証するとともに、特にポリ塩化ビフェニルを使用する安定器の掘り起こし調査の対象や手法についても、より効果的なものとなるよう関係者間の連携を強化する。

(2) アンケート調査の回収率向上のための方策

これまでに都道府県市が実施した掘り起こし調査のアンケート調査票の回収率は、必ずしも高いという状況にはない。回答があったとしても、記載内容には既存の届出の有無やポリ塩化ビフェニル汚染の有無に不明な点があり、戸別訪問等の精査作業が不可欠なものもある。さらには、未回答の事業者に対する追跡調査も必要であることから、調査完了までに複数年度を要する状況である。

このように、掘り起こし調査については、任意のアンケート調査だけでは全ての実態把握が困難なことから、都道府県市は、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の保管及び所有の状況を、特別措置法に基づく報告徴収や立入検査により調査することが求められ、特に必要があると認められる場合には、都道府県市と連携して国も報告徴収及び立入検査を行い、実態把握の徹底を図る。

(3) 高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に対する掘り起こし調査の強化

電気事業法の電気工作物に該当するポリ塩化ビフェニル使用製品については、電気事業法に基づき、平成13年10月15日の時点で使用中のものについては同日から1年以内の報告が義務づけられており、ポリ塩化ビフェニル使用製品に該当するかどうか平成13年10月15日の時点で判明していなかった電気工作物については、その後ポリ塩化ビフェニル使用製品であることが判明したときに報告が義務付けられている。また、ポリ塩化ビフェニル使用製品に該当する電気工作物を

廃止したときにも、電気事業法に基づき報告が義務づけられている。

このように、電気事業法の電気工作物に該当する高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については、同法に基づく届出が既に義務づけられていることから、無届けの電気工作物の実態把握に向けて、報告徴収、立入検査等同法の枠組みを最大限活用し、事業者に対する指導を徹底する。

電気事業法の電気工作物に該当しない安定器については、都道府県市が報告徴収及び立入検査により調査することが求められるが、安定器については、電気製品等と同様に、電気工作物に付随して使用される「電気使用機械器具」に位置づけられており、電気事業法の電気工作物には該当しないものの、環境省及び都道府県市による掘り起こし調査に加えて、中間貯蔵・環境安全事業株式会社におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理手続や、電気工作物に該当する高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の掘り起こし調査に際しても、周知を行っていく。

さらに、全国版及び地方版の「PCB廃棄物早期処理関係者連絡会」をできる限り頻度を上げて継続的に開催し、関係者間の連携・協力の具体的な進め方について協議するとともに、掘り起こし調査の進捗状況について定期的にフォローアップを行う等、環境省、経済産業省、都道府県市、電気保安関係者等の関係者間の連携体制を一層強化する。この際、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の性状を把握している製造者に当該連絡会への参加を求めるものとする。

2 高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品が全て廃棄されること

(1) 特別措置法と電気事業法の届出制度の更なる活用

特別措置法に基づき、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品について廃棄の見込みが届出されることから、今後は、特別措置法に基づく届出制度による情報と電気事業法に基づく届出制度による情報を整理・統合することにより、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用状況を的確に把握するとともに、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品が廃棄物として排出される際の橋渡しが円滑に行われるよう関係者間で情報共有を図る。

(2) 使用中の高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄に向けた取組

中間貯蔵・環境安全事業株式会社の処理事業終了後に排出された高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処理することは事実上困難であり、処理の目途が立たない高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物が発生するおそれがある。このため、特別措置法においては、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（電気事業法の電気工作物に該当するものを除く。）について、計画的処理完了期限に間に合うよう処分期間内の廃棄を義務付けたところである。また、電気事業法の電気工作物に該当する高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については、電気事業法の枠組みを最大限活用し、処分期間内又は特例処分期限日までに、確実にその使用を廃止させることとされている。特別措置法第18条第3項の規定又は第20条第2項の規定に基づき、一定の期限までに廃棄されなかった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については、これを高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物とみなして廃棄物処理法及び特別措置法の規定を適用することとされており、これらの措置を通じて、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の確実な廃棄を進める。

(3) 輸送機器に組み込まれた高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄に向けた取組

輸送機器の内部機器の中に組み込まれている場合、当該輸送機器に高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品が使用されているかどうか使用者が実際に確認すること

は困難であり、自らが高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を使用しているかどうか分からぬ可能性がある。

このため、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の製造者においては、ホームページによる情報発信や相談窓口の設置等の対応に加え、自社製品に係る高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の該当性や早期処理の必要性について、積極的に周知するよう努めることが求められる。また、特に中小事業者に対して技術的な支援や助言を行うなど、環境省、経済産業省、国土交通省、製造者及び所有事業者等の関係者が一丸となって、輸送機器に組み込まれた高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用実態の把握や、その早期処理に向けた取組が円滑に進むような協力体制の構築等を検討する。

(4) 関係機関の連携の一層の強化

電気事業法の電気工作物に該当する高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については、同法の枠組みを最大限活用し、確実にその使用が廃止されるよう必要な措置を講ずる。

また、電気事業法の電気工作物に該当しない安定器についても、関係者が一丸となって、その使用廃止に向けた取組を進めることができるよう、特別措置法に基づき必要な措置を講じるとともに、「業務用・施設用蛍光灯等のPCB使用安定器の事故に対する対策について」（平成12年11月28日閣議了解）において、原則として平成13年度末までにポリ塩化ビフェニル使用安定器の交換を終えるとされていることを踏まえ、各省庁において改めてフォローアップを行い、実施状況が不十分である場合には早急に必要な措置を講じる。さらに、安定器については、その製造から40年以上経ち、ポリ塩化ビフェニルの漏えい等の事故も発生していることから、その廃棄に向け、国、都道府県市、安定器の製造者が連携しながら取組を進める。また、安定器については、電気事業法の電気工作物には該当しないものの、特別措置法に基づく廃棄に向けた取組に加えて、ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物の廃止に向けた取組に際しても、廃棄に向けた周知を行っていく。

さらに、全国版及び地方版の「PCB廃棄物早期処理関係者連絡会」をできる限り開催頻度を上げて継続的に開催し、特に安定器の廃棄に向けた具体的な連携方策について協議するとともに、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄に向けた取組の進捗状況についてフォローアップを行うなど、環境省、経済産業省、都道府県市、電気保安関係者等の関係者間の連携体制を一層強化する。この際、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の性状を把握している高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の製造者に当該連絡会の参加を求めるものとする。

3 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物全てについて、特別措置法に基づく届出がなされること

(1) 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の実効性のある判別手法・システムの検討

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物は、トランス類、コンデンサー類、安定器に貼り付けられている銘板に記載された型式、種別、性能（安定器の力率）、製造年月等の情報から判別可能である。しかしながら、長期の保管により、当該銘板が汚損する等により不鮮明となったもの、製造者が既に倒産している等により情報が不足し、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であることが確実に判別できないものが存在している。これらは、入手可能な情報において高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に合致しないという理由により、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物として届出がなされているものもあると考えられる状況にある。

このため、製造者の協力の下、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の判別に必要な情報の整理と、当該情報を用いた特別措置法に基づく届出情報を一元的にデータ管理するシステムの構築を検討する。

(2) 届出データと処理実績データの共通化・一体化

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の届出量並びに中間貯蔵・環境安全事業株式会社における処理実績の関係性が明らかとなるようなデータ管理が必要である。

このため、特別措置法に基づく届出情報、電気事業法に基づく届出情報、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の登録・処理情報の管理手法を共通化・一体化することにより、届出量及び登録・処理量の増減関係、紛失事案等の発生状況等について関係者で共有するとともに公表することを検討する。

4 届出がなされた全ての高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物について、中間貯蔵・環境安全事業株式会社への処分委託が行われること、その後速やかに同廃棄物が同社に搬入され、適正に処理されること

(1) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社への処分委託を促進するための方策

特別措置法においては、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者に対し、計画的処理完了期限より前に設けられた処分期間に内に、その高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託することを義務付け、これを遵守しない場合に都道府県市が改善命令を行うことができることとされている。都道府県市は、処分期間内の処理を確保するため、事業者による処理の状況を踏まえ、必要な場合には速やかに、特別措置法に基づく改善命令を発出し、処理を確実に進められることが求められる。

また、処分期間内の処分委託が円滑かつ迅速に行われるよう、中間貯蔵・環境安全事業株式会社が長期的な処理の見通しを明らかにするとともに、保管事業者においても今後の処分委託の見通しを明らかにし、相互に調整を図ることが望まれる。その際、超大型の高濃度ポリ塩化ビフェニル使用機器については、その設置場所からの搬出が容易ではなく、含まれるポリ塩化ビフェニル量も格段に多いことに留意しなければならない。また、中間貯蔵・環境安全事業株式会社は、期限内の処理完了に向けた定量的なロードマップを公表するとともに、処理の進捗に応じて毎年度見直しを行い、その結果を公表するものとする。

(2) 処理施設の健全性を確保するための方策

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については、地元の関係者の理解と協力の下、その処理が進められているものであり、安全確保を第一として適正かつ確実な処理を行うことが大前提である。特に、地元自治体との環境保全協定を遵守することが当然に求められる。

このため、中間貯蔵・環境安全事業株式会社は、引き続き、処理施設の日常保全、定期点検を実施するとともに、長期保全計画に基づき、施設の適切な補修又は更新を確保する。また、災害対策や万一のトラブルの発生に対しても被害の未然防止策等について柔軟に対応できるよう継続的に検討する。なお、本計画に定められた中間貯蔵・環境安全事業株式会社の処理施設の安全確保策を着実に実施するだけでなく、ソフト・ハード両面において、安全確保に向けた取組を、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業検討委員会及びポリ塩化ビフェニル処理監視委員会等の監視・助言の下で徹底する。

(3) ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金等による円滑な処理の推進

ポリ塩化ビフェニル廃棄物のうち、高濃度のポリ塩化ビフェニルを含む絶縁油を使用した高圧トランス・コンデンサー等及び安定器等・汚染物は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の大部分を占めることから、その処理を確実かつ適正に行うことが極めて重要である。一方で、高圧トランス・コンデンサー等及び安定器等・汚染物は、相当量のポリ塩化ビフェニルが含まれ、付着し、染み込んだ廃棄物であることから、ポリ塩化ビフェニルを除去し、分解するために高額な費用を要する。

中小企業者等については、費用負担能力が小さいため、高圧トランス・コンデンサー等及び安定器等・汚染物に係る高額な処理費用の負担軽減を図り、計画的に、確実かつ適正な処理を促進することが必要である。このため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を国及び都道府県が協調して造成し、中小企業者等が、高圧トランス・コンデンサー等及び安定器等・汚染物の処分を中間貯蔵・環境安全事業株式会社に委託して行う場合に、その処理費用が軽減されるよう、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金から処理の主体である中間貯蔵・環境安全事業株式会社に対して中小企業者等の費用負担軽減に要する額を支出することとする。また、中間貯蔵・環境安全事業株式会社のほか、確実かつ適正な処理を行うことができる処分業者の場合であっても、同様の方法によって、中小企業者等の処理費用負担を軽減することとする。なお、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を活用した支援の拡充については、その必要性も含めて、既に先行して費用負担をした者との公平性の観点及び期限内の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実な処理の推進の観点の両面から検討するものとする。

また、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金には、平成13年に、財団法人電気絶縁物処理協会の基本財産に出えんした製造者から資金が拠出されているところである。当該資金は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理に際しての環境の状況の把握のための監視及び測定並びに安全性の評価並びに安全性の確保のための研修及び研究に係る費用、中間貯蔵・環境安全事業株式会社その他環境大臣の指定する処理主体において適正に処理するために必要となる高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管に係る費用、その他高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設の設置及び管理を推進するために地域住民の理解を増進することに資する事業に要する費用に充てることとされている。

今後とも、国は、製造者に対して、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金への拠出について協力を要請していくこととする。製造者は、難分解性である等の性質を持ち、高額な処理費用を要するポリ塩化ビフェニル及びポリ塩化ビフェニル使用製品を製造した者としての社会的な責任に鑑み、国の要請を踏まえ資金の出えんについて協力することが求められる。

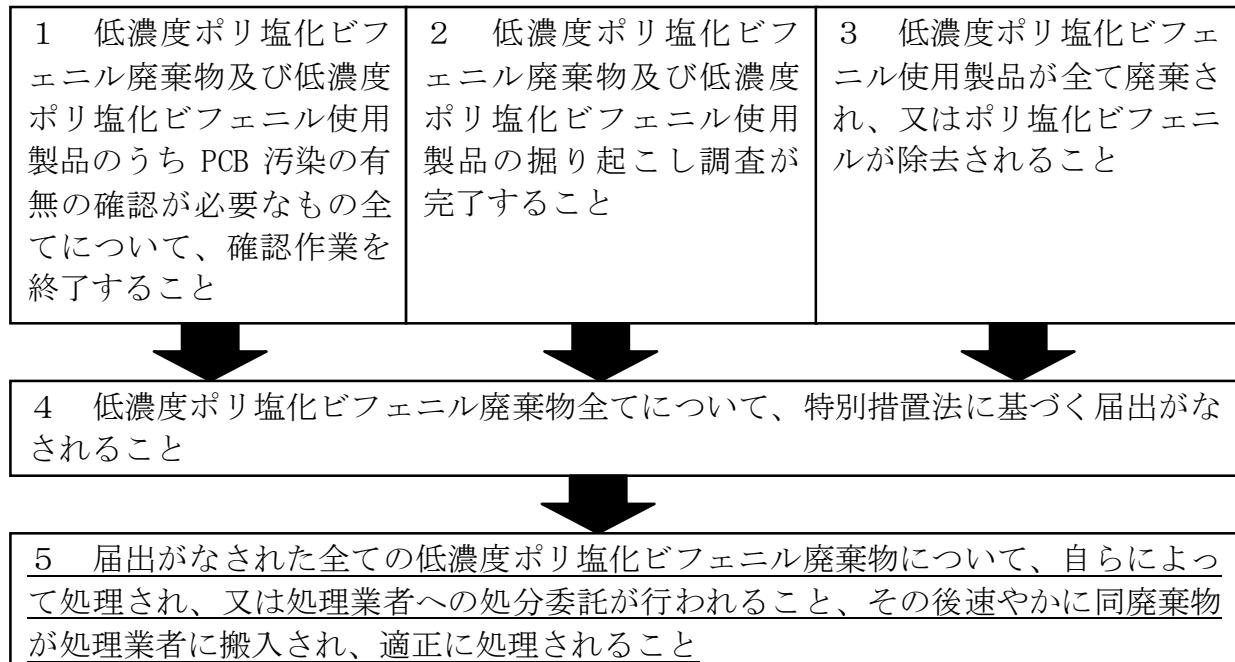
なお、保管事業者の破産、死去、相続等に起因して、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を期限内に処分する法的な義務を有する保管事業者が不明確になり、都道府県市の関係事業者に対する指導に支障が生じ、処理が滞っている事案が存在する。こうした事案に対し、特別措置法の規定に基づき都道府県市が行政代執行を行う場合における都道府県市への支援については・・・【「高濃度PCB廃棄物の行政代執行に対する支援に係る検討会」における議論を踏まえて追記】。

第2節 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分期間は、特別措置法施行令において平成39年3月31日までと規定されており、現時点から着実に取組を進めつつ、次回の各項目について進捗管理を行うことが必要である。

その際、特別措置法制定以降に低濃度ポリ塩化ビフェニルの問題が発覚したため使

用中のものが相当数あることが想定されること、微量のポリ塩化ビフェニル汚染の原因を踏まえ、関係者が共通の理解の下で納得感をもってこれの処理を行うことが重要であること、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理体制については整備の途上にあり、その充実・多様化を図ることが重要であるなど、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物とは状況・事情が異なる点にも留意することが必要である。



- 1 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品のうちポリ塩化ビフェニル汚染の有無の確認が必要なもの全てについて、確認作業を終了すること

ポリ塩化ビフェニル汚染の有無を実際に分析する必要のある使用中の電気機器のうち、トランス類については、使用中であっても、封入された絶縁油を探油し、分析することができるが、絶縁油封じ切り機器であるコンデンサー類は、使用中の採油はできない構造となっており、使用を廃止しなければ分析は困難である。また、本来ポリ塩化ビフェニル汚染のないコンデンサー類の使用の廃止と代替機器の購入まで生じるおそれがある。

このため、使用中の電気機器のポリ塩化ビフェニル汚染の有無に係る実態把握に努めるとともに、その確認方法に関する技術的検討を進める。

- 2 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の掘り起こし調査が完了すること

低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に関しては、特別措置法制定以降にその問題が発覚したため使用中のものが相当数あることが想定される。また、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については、電気機器以外に汚泥等もあり、電気機器を設置する事業者を対象とする高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品及び高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の掘り起こし調査の対象外となっている。

このため、まずは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の掘り起こし調査の実施に併せて低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の掘り起こしを進めるとともに、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の実態に即した掘り起こし調査方法の検討を進める。また、電気事業法の電気工作物に該当する低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については、

同法の枠組みを活用して、その使用実態の把握を進め、関係機関間で情報共有を図る仕組みを構築する。

3 低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品が全て廃棄され、又はポリ塩化ビフェニルが除去されること

低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品は、製品ごとに分析を要すること、分析時に機器の停止又は停電を要する等運用上の制約から容易に対応できない場合があること、封じ切り機器に係る問題があること等特有の課題が存在する。

また、低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品は、一般に高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に比べて新しく、寿命を十分残した使用中の機器が多数存在すること、使用中のポリ塩化ビフェニル使用製品からのポリ塩化ビフェニルを除去する課電自然循環洗浄法の適用を可能にする手順書が策定され、またその対象範囲の拡大についても検討されていることに配慮が必要である。

このため、まずは実態把握を十分に行った上で、低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄又はポリ塩化ビフェニルの除去を進めるための方策について検討を行う。

4 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物全てについて、特別措置法に基づく届出がなされること

特別措置法に基づく届出内容と、中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録機器に関する情報を比較すると、本来高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であるにもかかわらず、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に区分されて届出されているものがあること、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物には、ポリ塩化ビフェニル汚染の有無を実際に分析しなければ確認できないものも多いこと、また、今後の掘り起こし調査の進展を見極める必要があること等があり、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の正確な全体像は不明となっている。

このため、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の正確な全体像を把握するための方策について検討する。

5 届出がなされた全ての低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物について、自らによって処分され、又は処理業者への処分委託が行われること、その後速やかに同廃棄物が処理業者に搬入され、適正に処理されること

無害化処理認定事業者の増加に向けた取組を進めるとともに、課電自然循環洗浄法の対象範囲の拡大に向けた検討を進め、また、絶縁油の抜油後の筐体（容器）等の安全かつ合理的な処理方策について早期に結論を得ることが必要である。さらに、処理施設の地域的偏在の解消等、保管事業者の処理ニーズに即応できる体制の確保も必要である。

また、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に係る費用は、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物が通常の産業廃棄物と異なり特別な管理を要することから、費用負担を忌避する保管事業者が存在することが考えられると、都道府県市や事業者から指摘されているところである。

このため、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理体制の充実・多様化を進めるとともに、その処理料金の低減を図る。また、安全性の確保を前提とした上で、無害化処理事業者の増加に向けた取組を引き続き進めるとともに、課電自然循環洗浄法の対象範囲の拡大、絶縁油の抜油後の筐体（容器）等の合理的な処理方策を引き続き検討する。

第4章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設の整備その他ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項

第1節 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設の整備

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理については、これまでに整備された中間貯蔵・環境安全事業株式会社の5箇所の拠点的広域処理施設の能力を最大限活用し、安全操業を第一としつつ、計画的かつ早期に処理が行われるよう取り組んでいくこととする。

今後は特に処理設備の経年的な劣化を考慮し、処理施設の保守点検を計画的かつ確実に行うことが重要である。このため、日常点検及び年一回の定期点検を確実に行うこととともに、部品及び設備が計画的に更新されるよう5地域ごとに長期設備保全計画を策定し、これらに基づく設備の更新を着実に行っていくこととする。さらに、計画的かつ着実に処理を行うこととし、日常的に工程改善等の処理促進に取り組むとともに、その形状等のため処理が容易ではない機器を安全かつ確実に処理するための技術的な検討等に努めるものとする。これらに加え、処理完了後を見据えて、処理施設の解体等において必要となる技術的な検討等、現時点から着実にその準備に向けた取組を進める。

第2節 中間貯蔵・環境安全事業株式会社による高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理の実施のための体制

中間貯蔵・環境安全事業株式会社が整備する拠点的広域処理施設における計画的な処理の実施のため、国、都道府県市及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社は、相互の密接な連携の下に、次のとおり協力して高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に取り組むこととする。

(1) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の取組

中間貯蔵・環境安全事業株式会社は、その拠点的広域処理施設において、安全を第一として適正かつ確実な処理を行うこととする。このため、周辺環境に影響を及ぼさないために必要な対策を確実に行うこととともに、作業者の安全確保に取り組むものとする。また、今後は特に処理設備の経年的な劣化を考慮し、処理施設の保守点検を計画的かつ確実に行うことが重要である。このため、日常点検及び年一回の定期点検を確実に行うこととともに、部品や設備が計画的に更新されるよう各事業ごとに長期設備保全計画を策定し、これらに基づく設備の更新を着実に行っていくこととする。

また、中間貯蔵・環境安全事業株式会社は、適正かつ安全な処理を行っていることについて、地域住民、地元地方公共団体及び保管事業者とのコミュニケーションを通じ、関係者のより一層の理解と信頼を得ることに努めなければならない。

また、中間貯蔵・環境安全事業株式会社は、拠点的広域処理施設における高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の計画的な搬入を確保し、安全かつ効率的に処理が実施できるよう、都道府県市に対して搬入に係る情報を提供するとともに、都道府県市と十分な連絡調整を行った上で、受入条件及び受入計画を定めるものとする。

中間貯蔵・環境安全事業株式会社は、計画的かつ着実に処理を行うこととし、このため、日常的に工程改善等の処理促進に取り組むとともに、その形状等のため処理が容易ではない機器を安全かつ確実に処理するための技術的な検討等に努めるものとする。

また、計画的処理完了期限内の処分委託が円滑かつ迅速に行われるよう、長期的な処理の見通しを明らかにし、都道府県市及び保管事業者と十分な連絡調整を

行った上で、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の計画的かつ一日も早い搬入に向けた取組を進めるものとする。

さらに、保管事業者における高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の分別及び都道府県市の行政代執行の適切な実施に係る技術的な支援を行い、また、処理費用の負担能力が低い保管事業者でも円滑に処理委託ができるよう、分割して処理費用を支払うための仕組みを整える。こうした取組により、中間貯蔵・環境安全事業株式会社は、計画的かつ着実な処理を図るとともに、処理完了後を見据えて、拠点的広域処理施設の解体等において必要となる技術的な検討等、その準備に向けた取組を現時点から着実に進めるものとする。

(2) 都道府県市の取組

都道府県市は、必要な調査を行った上で、管内における高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を網羅的に把握することが必要である。このため、事業者に対して高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の保管・所有状況を確認するとともに、保管事業者及び所有事業者と関係のある事業者団体等を通じて情報収集に努めるものとする。これらの取組においては、国、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、電気保安関係等の事業者等と協力して未処理事業者の一覧表を作成し、当該一覧表に掲載された事業者に対し、処理の時期を確認するものとする。さらに、計画的処理完了期限までに中間貯蔵・環境安全事業株式会社への処理委託が行われるよう、必要な指導等を行うものとする。

都道府県市は、拠点的広域処理施設における円滑な処理を確保するため、当該地域における高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の搬入の時期、進行管理その他の計画的な搬入のための取組について、相互に十分な協議及び調整を行うとともに、中間貯蔵・環境安全事業株式会社とも十分な連絡調整を行うものとする。

また、都道府県等は、これらの協議及び調整を踏まえて、計画的な搬入のための方針を処理計画に定めるとともに、当該処理計画に基づき、都道府県市は保管事業者に対し、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を計画的に拠点的広域処理施設に搬入するよう指導等を行うことに努めるものとする。

また、地元地方公共団体は、地域住民に対し、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の必要性の説明、中間貯蔵・環境安全事業株式会社による拠点的広域処理施設周辺の環境の状況の監視に関する情報の提供その他の地域の実情に応じた高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関する地域住民の理解を深める取組を行うことが必要である。

さらに、地方公共団体は、管内における保管事業者及び所有事業者に対し一日も早い処分及び廃棄を求めるためには、自らも率先して、その高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の早期処理を実行する必要がある。このため、自らが管理する施設・事務所・事業所（以下「施設等」という。）について、ポリ塩化ビフェニル廃棄物及びポリ塩化ビフェニル使用製品の保管・所有実態を調査し、その結果を毎年度公表するとともに、期限内に1日でも早く確実に処分委託及び廃棄を終える等の対策を実施し、当該実施状況を毎年度公表することが求められる。

また、地元地方公共団体が、我が国及び世界の環境問題である高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理の推進に重要な役割を果たしていることに鑑み、都道府県市は、地元地域の重要な貢献を認識し、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の円滑な処理など、可能な限り協力をを行うことが重要である。

(3) 国の取組

国は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社が行う事業の全般を統括し、中間貯蔵・環境安全事業株式会社を指導監督する。具体的には、拠点的広域処理施設における処理が、引き続き安全を第一としつつ計画的に行われるよう中間貯蔵・環境安全事業株式会社を指導監督するとともに、中間貯蔵・環境安全事業株式会社が、事業の実施状況について、地域住民、保管事業者、所有事業者等の関係者とのコミュニケーションを通じ、事業に対するより一層の理解を得ることに努めるよう指導監督する。

また、国は都道府県市と連携し、保管事業者及び所有事業者に対する計画的な処理の必要性を周知するとともに、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の把握に努め、処理の時期の確認を行う。これらに加え、計画的処理完了期限までに中間貯蔵・環境安全事業株式会社への処理委託が行われるよう必要な措置を講ずる。併せて、都道府県市及び保管事業者との十分な連絡調整の下、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の計画的かつ一日も早い搬入が行われるよう、中間貯蔵・環境安全事業株式会社を指導監督する。

さらに、都道府県市間の協議及び都道府県市と中間貯蔵・環境安全事業株式会社の間の連絡調整に際し、広域的な見地及び計画的な処理の確保に係る見地から必要な調整を行うこととする。これらの取組においては、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品についても、処分期間内又は特例処分期限日までに確実に廃棄されるよう必要な措置を講ずるものとする。

また、国は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社が行う拠点的広域処理施設の整備に対し補助を行うことを通じ、中小企業者等の保有する高圧トランス・コンデンサー等及び安定器等・汚染物に係る費用負担の軽減を図るものとする。さらに、中間貯蔵・環境安全事業株式会社が行う拠点的広域処理施設の補修・点検・更新に対し資金の補助を行うことを通じ、当該処理設備の健全な維持を確保するものとする。

このほか、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の長期借入金に係る債務について保証することにより、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の円滑な推進に努めるものとする。

また、国自ら率先して、その保管・所有する高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の早期処理・廃棄を実施するとともに、地元地方公共団体が、我が国及び世界の環境問題である高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理の推進に重要な役割を果たしていることに鑑み、国は、地元地域の重要な貢献を認識し、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の円滑な処理など、可能な限り協力を行うことが重要である。

(4) 処分を中間貯蔵・環境安全事業株式会社に委託する保管事業者等の取組

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を中間貯蔵・環境安全事業株式会社に委託しようとする保管事業者は、拠点的広域処理施設が、経済合理性の確保の観点から、事業対象地域における高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の計画的な搬入を前提に整備されているものであることを踏まえ、都道府県市の指導等に従うとともに、あらかじめ、中間貯蔵・環境安全事業株式会社と連絡調整を行い、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の受入条件を満たした上で、同社の各P C B処理事業所に搬入を行わなければならない。

保管事業者は、自ら処分を行う場合を除き、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の各事業に係る計画的処理完了期限までに同社に処分の委託を行う必要がある。所有事業者についても、処分期間内又は特例処分期限日までに確実に高濃度ポリ

塩化ビフェニル使用製品を廃棄し、自ら処理を行わない場合は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の各事業に係る計画的処理完了期限までに同社に処分の委託を行うことが必要である。

特に、多量保管事業者等にあっては、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の受入条件及び受入計画と整合を図りつつ、搬入の量、搬入の時期及び搬入の方法その他計画的な処分に関する事項及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の確実な廃棄の見込みを定めた計画を策定し、当該計画に基づき高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が完了するまでの間、計画的な搬入を行うことに努めなければならない。

第3節 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集運搬の体制

1 収集運搬の安全性の確保

中間貯蔵・環境安全事業株式会社が整備する拠点的広域処理施設を中心とした処理の体制の下で確実かつ適正な処理を円滑に進めるためには、それぞれの事業対象地域内に広く存在する高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の広域的かつ計画的な収集運搬の体制を確保することが必要不可欠である。

国は、収集運搬を行う者による安全かつ効率的な高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集運搬を確保できるよう、必要な技術的事項を2に述べるガイドラインとして定め、必要に応じて改定するとともに、都道府県市において保管事業者及び収集運搬を行う者に対する適切な指導監督が行われるよう、必要に応じて廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理基準等の見直しを行うものとする。

都道府県市は、特別措置法に基づく届出等により、保管事業者の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状態を把握するとともに、保管事業者及び収集運搬を行う者が、収集運搬中の漏えい防止のために必要な措置を実施するよう、必要に応じて立入検査等を行い、適切な指導監督に努めるものとする。

収集運搬を行う者は、都道府県市の指導等に従い、2に述べるガイドラインに従って安全かつ効率的な収集運搬を行うとともに、保管事業者及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社又は処分業者と相互に調整を図り、確実かつ適正な収集運搬に努めるものとする。

2 収集運搬に係るガイドラインの策定

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集運搬に当たっては、収集運搬を行う者が、廃棄物処理法の規定に基づき、当該廃棄物が飛散し、及び流出する等により、人の健康被害又は生活環境に係る被害が生じないよう必要な措置を講じ、安全性を確保しなければならない。高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集運搬が広域、かつ一定期間行われることとなることから、国は、廃棄物処理法に基づく収集運搬に係る基準を遵守するために必要となる技術的な事項について明確化した高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集運搬に係るガイドラインを定めたところである。

当該ガイドラインには、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物が長期にわたり保管されてきた実情等を踏まえ、積込み及び積下し等収集運搬の各段階における高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の取扱いに係る留意事項、運搬容器及び運行管理の方法等を定め、十分な安全対策を講じさせることにより事故等の未然防止を図ることができるようになるとともに、事故時等の緊急時における対応方策についても明らかにした。

3 計画的な収集運搬の体制の整備

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集運搬の体制の整備に当たっては、少量の

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業者が多数存在すること、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類が多岐にわたること、処理施設の規模に応じて適正かつ計画的な搬入が確保されるようにする必要があること等を踏まえ、処理施設の能力に見合った収集運搬ができる体制とすることが重要である。

このため、都道府県市は、拠点的広域処理施設への計画的な収集運搬、対象となる高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類、数量、運搬手段、運搬経路及び保管事業者に対する指導方針並びに緊急時の連絡体制等について十分な協議、調整を相互に行うとともに、これを踏まえて都道府県等は、処理計画において、計画的な搬入のための方針について定めるものとする。また、都道府県市は、保管事業者に対して計画的に中間貯蔵・環境安全事業株式会社が整備する拠点的広域処理施設に高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物が搬入されるよう、処理計画に基づいて、適切に指導を行うことが必要である。

中間貯蔵・環境安全事業株式会社は、都道府県市と連絡調整を十分に行い、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の計画的な搬入を確保できるようになるとともに、拠点的広域処理施設への搬入の状況に関する情報を都道府県等と共有し、計画的な収集運搬の管理及び実施が確保されるようとする。

このほか、拠点的広域処理施設への高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の搬入に係る収集運搬に当たっては、一層の安全性及び効率的かつ計画的な搬入を確保するため、収集運搬を行う者による運搬車両ごとの運行管理及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社又は処分業者による搬入管理が重要である。この場合において、運行管理及び搬入管理に係る情報提供は、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に係る地域住民の理解を深める上で極めて重要であり、中間貯蔵・環境安全事業株式会社において、これらの管理に係るシステムの総合的な整備及びその的確な情報公開を行うものとする。

第4節 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の推進

低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理については、これまで、電力会社が自ら保管する柱上トランスについては自社処理施設を整備し処理を行ってきたことに加え、環境大臣が認定する無害化処理認定事業者又は都道府県知事が許可する特別管理産業廃棄物処理業者において処理することとしており、平成28年5月現在で、無害化処理認定事業者が30事業者、特別管理産業廃棄物処理業者が3業者となっている。さらに、平成26年度から、低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る課電自然循環洗浄法の適用を可能にする手順書を策定し、封入されている油のポリ塩化ビフェニル濃度が5mg/kg以下であり、かつ銘板に記載された絶縁油量が2,000L以上の大型変圧器であつて一定の別系統部位を有するものについて、関係法令上の取扱いを明確化するとともに、絶縁油の抜油後の筐体（容器）等の安全かつ合理的な処理方策の検討に着手している。引き続き、廃棄物処理法に基づく都道府県市による特別管理産業廃棄物の処分業の許可制度も活用しながら、次のとおり処理体制の充実・多様化を図ることにより、安全かつ効率的な処理を推進することとする。

1 処理体制の整備

低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については、廃棄物処理法第14条の4又は第15条に基づき都道府県知事が特別管理産業廃棄物処理業の許可又は産業廃棄物処理施設の設置の許可を行うことに加えて、同法第15条の4の4に基づき環境大臣が無害化処理の認定を行うことにより、処理体制の整備を図ることとする。

また、国は、処理施設の円滑な整備、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理技術の評価及び微量のポリ塩化ビフェニルの汚染状況の確認に対する支援を行

うこととする。

さらに、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理が合理的に進むよう、使用中の低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に対する課電自然循環洗浄法等の対象範囲の拡大について検討するとともに、絶縁油の抜油後の筐体について、安全かつ合理的な処理方策について早期に結論を得て措置すべく、引き続き検討を進めることとする。

2 測定方法の確立

低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の安全かつ効率的な処理を推進するため、国は、絶縁油中のポリ塩化ビフェニルを短時間にかつ低廉な費用で測定できる方法の確立を図ることとする。

3 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に関する情報提供等

電気機器等を製造した者及び一般社団法人日本電機工業会（昭和29年3月16日に社団法人日本電機工業会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、一般社団法人日本電線工業会（昭和32年7月6日に社団法人日本電線工業会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）等の関係団体は、電気機器等を使用している事業者に対して、ポリ塩化ビフェニル汚染の可能性に関する情報提供を引き続き行うものとする。

低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に該当する可能性がある電気機器等を使用している事業者は、その使用を終え、電気工作物を廃止した場合には、電気機器等を製造した者及び一般社団法人日本電機工業会、一般社団法人日本電線工業会等の関係団体から提供されるポリ塩化ビフェニル汚染の可能性に関する情報に注意とともに、必要に応じて、当該電気機器等を製造した者に対して、ポリ塩化ビフェニル汚染の可能性の有無について確認するものとする。また、当該電気機器等を製造した者からの情報により、当該電気機器等にポリ塩化ビフェニル汚染の可能性がある場合には、速やかに絶縁油中のポリ塩化ビフェニルの濃度を測定する等の適切な方法により、ポリ塩化ビフェニルにより汚染されているかどうかを確認するものとする。

電気機器等が廃棄物となったもの（以下「廃電気機器等」という。）に係る産業廃棄物処理業者は、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を誤って処分しないよう、国、都道府県市及び電気機器等の製造者から提供される情報に注意し、必要に応じ排出事業者に対してポリ塩化ビフェニルにより汚染されているかどうかを確認するなどの必要な措置を講じなければならない。

都道府県市は、電気機器等を使用している事業者及び廃電気機器等の保管事業者並びに廃電気機器等に係る産業廃棄物処理業者に対して低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物が不適正に保管及び処理されることがないよう情報提供に努めるものとする。

第5章 政府が保管事業者としてそのポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理のために実行すべき措置に関する事項

保管事業者及び所有事業者に対し一日も早い処分及び廃棄を求めるためには、国自らも率先して、その保管・所有する高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の早期処理・廃棄を実行する必要がある。

このため、各省庁は、その所掌事務に係る施設等において保管している高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び所有している高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品について、以下の事項を内容とする高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実行計画を策定するとともに、当該計画の実施状況（自ら管理する施設等における高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管・処分委託の数量及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有・廃棄の数量を含む。）について、毎年度公表するものとする。

- ① 自ら管理する施設等について、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の保管・所有の実態を改めて調査し、処分期間に1日でも早く確実に処分委託・廃棄を終えること。
- ② 補助金の交付等を行っている施設等（地方公共団体の管理する施設等を除く。）について、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の保管・所有の実態を調査し、処分期間に1日でも早く確実に処分委託・廃棄を終える等の対策を講じるよう設置者に要請すること。
- ③ その他の施設等について、各々実態把握に努め、交換する等の対策を講じるよう周知すること。

第6章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関する必要な事項

第1節 本計画の進捗管理及び見直し等

本計画に基づく取組の進捗状況は、少なくとも1年ごとに、必要に応じて更に短い期間で、定期的に点検を行う。特に高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の取組状況に関しては、第1章第2節の表に掲げられた事業対象地域ごとに、処理の進捗状況を第1章第3節に示した図の段階ごとの定量的な指標を用いて点検する。また、都道府県市においても、区域内における取組の進捗状況の点検に関し、国と同様の取組が求められる。その結果、期限内の処理の完了が確実に担保されないとそれがあると認められれば、更なる追加の方策を講じることを躊躇せず、見直しを行うものとする。

また、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成28年法律第34号）の附則第5条の規定により、政府は、同法の施行後5年以内に、改正後の特別措置法の施行の状況等を勘案し、ポリ塩化ビフェニルが使用されている製品に関する施策の在り方を含め、改正後の特別措置法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとされており、これに併せて本計画の見直しについても検討するものとする。

第2節 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に係る情報の収集、整理及び公開

1 全国のポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管等状況の情報の収集、整理及び公開

保管事業者、所有事業者及びポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分する者から特別措置法に基づき毎年度都道府県市に届出されたポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況並びに高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の見込みに関する情報については、都道府県市によって毎年度、公表されることとされている。

国は、全国的なポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況並びに高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の見込みについて、国民、地方公共団体その他の関係者に広く情報提供するため、都道府県市に届出された保管及び処分の状況並びに廃棄の見込みに関する情報を集約し、処分の進捗状況等を分かりやすく提示していくよう努めるものとする。

都道府県市は、特別措置法に基づく公表に際して、国の取組に準じて、地域のポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況並びに高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の見込みに関する情報を、インターネット等を通じて、地域の住民その他の関係者に対して分かりやすく提示していくよう努めるものとする。

また、電気工作物に該当するポリ塩化ビフェニル使用製品（以下「ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」という。）等の使用、保管及び処分の状況を適切に把握するため、特別措置法に基づく届出情報及び電気事業法電気関係報告規則に基づくポリ塩化ビフェニル使用電気工作物の設置の状況に関する報告情報との共有化について、都道府県市と各地方産業保安監督部等との間で情報交換を行うことによって両制度の連携を図ることとしている。

2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の推進に必要な情報の公開

中間貯蔵・環境安全事業株式会社を始め、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設を設置し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を行う者は、処理施設周辺の地域住民に対して、事業の安全性、信頼性に対する理解を深めることにより、安心感を醸成するため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に関する計画、処理施設における処理の状況、施設の維持管理の状況及び施設周辺の環境の状況の把握のための監視の内容等について、廃棄物処理法に基づく維持管理に係る記録の開示にとどまらず、処

理施設の公開等により積極的に情報公開を行い、地域住民への十分な説明等に努めなければならない。

3 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の推進に必要な知識の普及等

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設の整備その他の必要な体制を整備し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を円滑に推進するためには、国民、保管事業者、所有事業者及び製造者の理解と協力が不可欠である。このため、国及び地方公共団体は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に関する知識の普及及び意識の向上を図るとともに、とりわけ、国民の不安感を払拭するに足る十分な情報が不足していたことが長年にわたってポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理体制の整備が停滞した一因であったと考えられることに鑑み、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に関する正しい情報を広く提供し、国民の理解を増進することに努めなければならない。また、国及び地方公共団体は、国民、保管事業者、所有事業者、製造者及び処理業者等の全ての関係者が、ポリ塩化ビフェニルによる環境リスクに関する科学的な情報を共有できるよう努めるものとする。

第3節 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に関する調査研究及び技術開発の推進

ポリ塩化ビフェニル廃棄物は、高圧トランス等や柱上トランスに限らず、安定器等・汚染物として、感圧複写紙、汚泥、バラスト等の多様な種類の廃棄物が存在しており、その性状及び形状は非常に多岐にわたっている。

このように、様々な性状及び形状の安定器等・汚染物の安全かつ効率的な処理体制の整備を進めるためには、ポリ塩化ビフェニルが使用されていた製品等の特定から、保管状況、それらの性状及び形状、収集運搬及び処分の全体にわたる一連の調査を行う必要がある。このため、国において必要な調査を行うとともに、民間事業者等における技術開発及び実用化の取組が行われるよう必要な情報の提供に努め、様々な安定器等・汚染物の特徴に応じた効率的な処理方法の確立に努めるものとする。なお、民間事業者等の技術開発の状況を踏まえ、開発すべき処理技術の緊急性等を総合的に勘案し、国が必要な技術開発に取り組むものとする。

また、国は、安全性の確保を前提としつつ、より効率的なポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理が図られるよう、民間事業者におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に関する新技術について、技術の評価を行い、その実用化の促進に努めるものとする。

第4節 その他必要な事項

1 ポリ塩化ビフェニルの使用された部品を含む家電製品の処理

一般家庭における家電製品のうち、テレビ、ルームクーラー及び電子レンジについては昭和47年まで、ポリ塩化ビフェニルを含む低圧コンデンサーを使用して製造されたものがあり、これまでには、これらの家電製品の製造者によりポリ塩化ビフェニルを使用した部品の取外し及び保管が行われてきたところである。今後とも、ポリ塩化ビフェニルの製造が禁止される昭和49年以前に製造された上記3機種の家電製品については、ポリ塩化ビフェニルを使用した部品を含む家電製品である可能性があるため、市町村は廃家電製品等の処理に際しては、これまで通り、当該家電製品の製造者に取外しを依頼するなど、ポリ塩化ビフェニルを使用した部品の取扱いに留意する必要がある。

また、家電製品の製造者が取り外したポリ塩化ビフェニルを使用した部品は家電製品の製造者の責任の下に保管されており、ポリ塩化ビフェニル廃棄物として適正に処理されるものである。

2 優良なポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設への支援

優良なポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設の整備を支援する制度として、その他の産業廃棄物処理施設と同様に、税制上の優遇措置、政府系金融機関の融資等の制度及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成4年法律第62号）に基づく支援制度が設けられており、これらの制度の活用を図る。